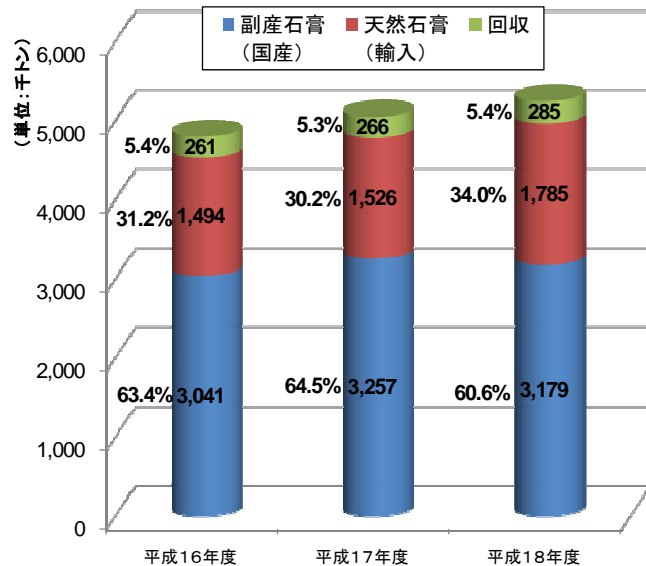


# 廃石膏ボードのリサイクルにおける現状・課題(1/2)

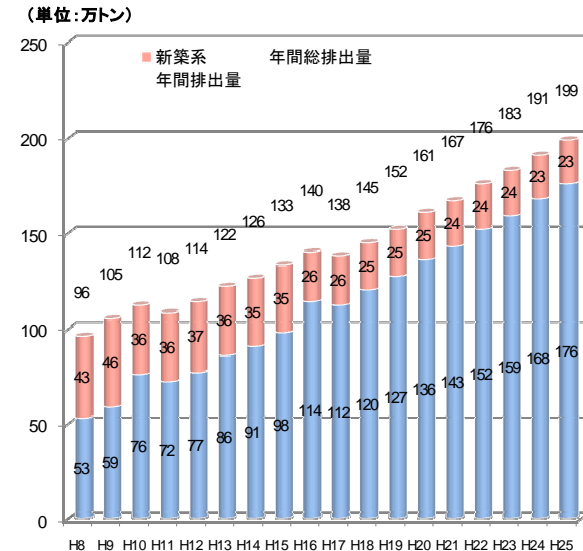
第1章 3.(1)⑦  
第3章 2.(2)①

- 石膏ボードの出荷量は約500万トン程度
- 石膏ボードの原料のうち回収石膏が占める割合は約5%
- 今後解体系の廃石膏ボード排出量が増加するものと見込まれている。

石膏ボードの原材料割合



廃石膏ボード排出量の推計



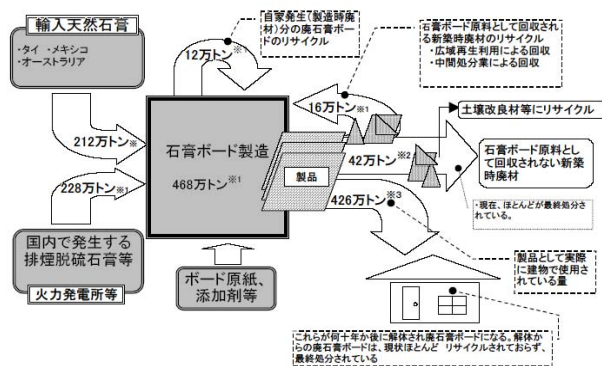
((社)石膏ボード工業会資料から作成)

# 廃石膏ボードのリサイクルにおける現状・課題(2/2)

第1章 3.(1)⑦  
第3章 2.(2)①

- 新築系廃石膏ボードの再資源化率(石膏ボードへの使用)60~70%に対し、解体系廃石膏ボードの再資源化率は2%程度(平成18年度)
- 解体系廃石膏ボードの再資源化率向上が必要。

石膏ボードのマテリアルフロー



※1：図中の輸入天然石膏(212万トン)、国内で発生する排煙脱硫石膏等(228万トン)、石膏ボード製造(468万トン)、自社発生分の廃石膏ボードのリサイクル(12万トン)、石膏ボード原料として回収される新築時廃材のリサイクル(16万トン)は、実績量。  
 ※2：図中の新築時廃材(42万トン)は、平成12年度の新築時の廃石膏ボードの再資源化率が38.3%、16万トンであることから、逆算した量とした。  
 ※3：図中の製品として実際に建物で使用されている量(426万トン)は、石膏ボード製造量(468万トン)から新築時廃材(42万トン)を除いた量とした。  
 ※4：この図においては、原料の投入量(輸入天然石膏、国内で発生する排煙脱硫石膏等)及び新築時廃材の回収分の456万トン、石膏ボード製造量が468万トンで収支が一致していない。これは、石膏ボード原料には、図中を示した輸入天然石膏、国内で発生する排煙脱硫石膏等以外に、石膏を被覆するボード原紙、その他添加剤が使用され、また、製造工程において原料石膏の焼成、乾燥等が行われるためである。

(廃石膏ボードのリサイクルの推進に関する調査(平成14年3月)から)

廃石膏ボード再資源化の課題

・新築系廃石膏ボード  
新築系の廃石膏ボードの再資源化率は約60~70%

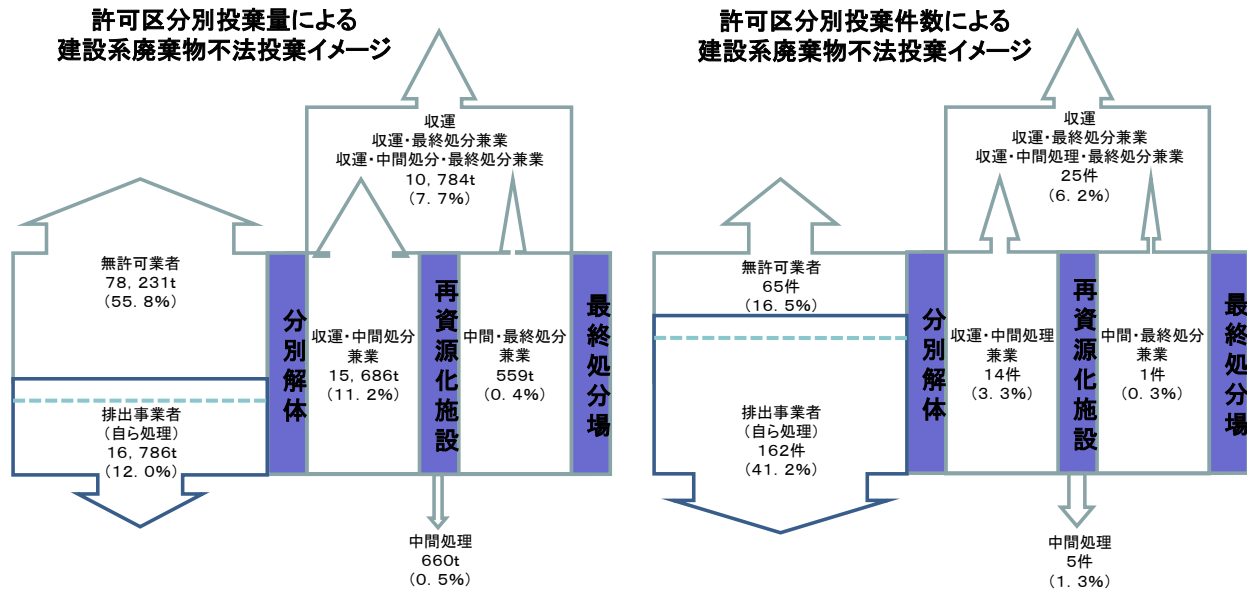
・解体系廃石膏ボード  
分別解体を行った場合でも廃石膏ボードは下地材、断熱材、金物、仕上材等が付着している場合が多く、単体として取り出すことは技術的に、経済的に問題点が多い。  
しかしながら、一定の条件を満たしたものについては、現在、受け入れを進めている。  
再資源化率は2%。

・回収した石膏の利用範囲は現状では限られており、石膏ボード用として再生活用する場合は、品質性能の担保及び生産性の面から混入量を10%程度と制約しているが、混入量を増すことについての調査研究は継続検討中。

((社)石膏ボード工業会資料等から作成)

# 建設系不法投棄の発生原因

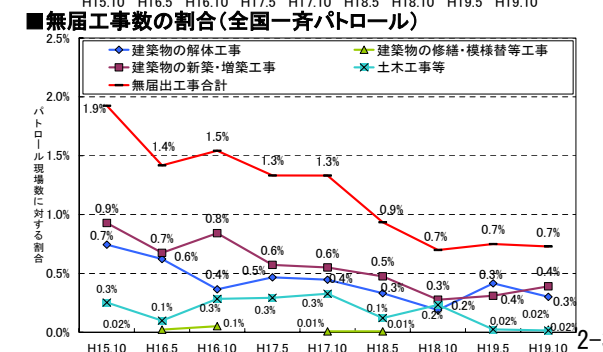
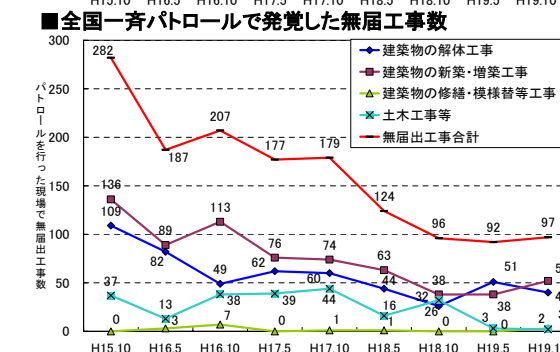
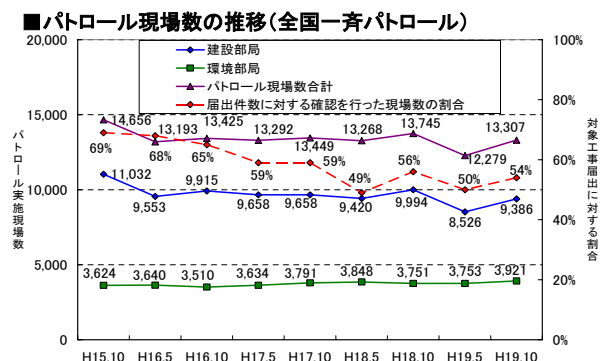
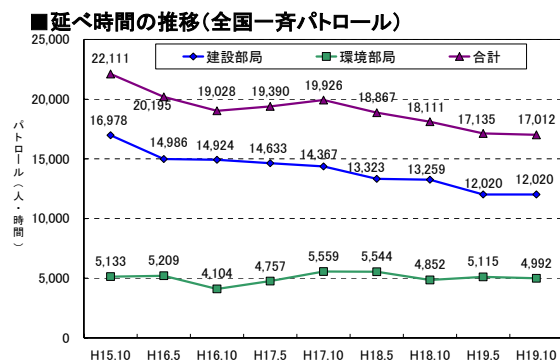
- 投棄量では、無許可業者による投棄量が全体の約56%を占め、排出事業者(自ら処理)と併せ全体の約70%を占めている。
- 投棄件数では、排出事業者(自ら処理)が全体の約41%を占め、無許可業者と併せ全体の約57%を占めている。



※1 平成18年度産業廃棄物不法投棄等実態調査(平成17年度実績)から作成(イメージのため、矢印の大きさは投棄量、投棄件数に比例しない)  
 ※2 許可区別件数のうち「複数」及び「不明」を除いている。  
 ※3 収運:収集運搬業許可業者 中間処理:中間処理業許可業者 最終処分:最終処分業許可業者

# 全国一斉パトロールの実施状況(1/2)

- 毎年春・秋の2回に通常のパトロール体制を強化した「全国一斉パトロール」を実施。
- 延べ人数(人・時間)は、やや減少傾向にあるが、現場数は届出件数の半数以上にのぼる。
- 発覚した無届工事数及び割合は、概ね減少傾向にある。



# 全国一斉パトロールの実施状況(2/2)

- 全国一斉パトロール期間中の立入検査は、近年2,000件前後で推移している。
- 全国一斉パトロール期間中に勧告・命令が実施された事例は少数である。

## ■全国一斉パトロールにおける建設リサイクル法に基づく助言・勧告等の件数

### ①分別解体等に係るもの(建設部局)

	H15.10	H16.5	H16.10	H17.5	H17.10	H18.5	H18.10	H19.5	H19.10
助言(第14条)※1	8	14	15	39	47	59	43	41	66
上記のうち、無届出(通知)工事	-	0	0	0	0	3	0	1	0
勧告(第14条)※1	0	1	2	0	1	3	4	0	0
上記のうち、無届出(通知)工事	-	0	1	0	0	1	0	0	0
命令(第15条)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
報告徴収(第42条第1項)※2	42	36	29	47	42	21	20	22	16
上記のうち、無届出(通知)工事	-	24	22	30	23	11	10	13	9
立入検査(第43条第1項)	530	322	299	461	365	448	355	407	474

### ②再資源化等に係るもの(環境部局)

	H15.10	H16.5	H16.10	H17.5	H17.10	H18.5	H18.10	H19.5	H19.10
助言(第19条)※1	16	19	27	37	43	26	17	37	25
勧告(第19条)※1	0	0	0	1	0	0	0	0	1
上記のうち、無届出(通知)工事	-	-	0	-	-	-	-	-	-
命令(第20条)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
報告徴収(第42条第2項)※2	13	47	8	4	10	2	0	0	2
上記のうち、無届出(通知)工事	-	-	-	2	1	2	-	-	-
立入検査(第43条第1項)	1,306	929	1,305	1,459	1,380	1,692	1,554	1,407	1,652

※1：助言・勧告に従わないときには命令を行う場合があり、これに従わない場合は告発の対象となる。

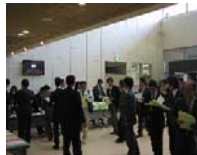
※2：関係者からの聞き取りの結果や提出された報告書、収集した資料などの内容に基づき、告発が適当であると考えられる場合は告発の対象となる。

# 建設リサイクル法の周知・啓発活動

- 建設リサイクル法施行後、各地で講習会、街頭イベント等を実施。

### (1)「建設リサイクル講習会」(H14～)

平成14年以降、毎年全国10都市で建設リサイクル講習会を開催。  
(主催：建設副産物リサイクル広報推進会議)



建設リサイクル講習会  
受講者数の推移

年度	受講者数
平成14年度	3,358人
平成15年度	2,122人
平成16年度	2,378人
平成17年度	1,998人
平成18年度	1,331人

### (2)建設リサイクル法街頭イベント①

(日比谷公園 (H14))



主催：国土交通省・環境省・東京都・建設副産物リサイクル広報推進会議  
日時：平成14年5月30日(木)、6月1日(土) 11:00～15:00頃  
場所：日比谷公園(大噴水前)  
内容：パネル展示、ポスター展示、リサイクル材の展示、ティッシュ、風船配布、パンフレット、ビラ配布

### (3)建設リサイクル法街頭イベント②(東京駅構内 (H15))

主催：国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所、  
建設副産物リサイクル広報推進会議

日時：平成15年5月30日(金)  
場所：JR東京駅(構内)1階コンコース「ディラ東京メディアコート・BREAK」  
内容：ビデオ放映、パネル・リサイクル品の展示、チラシ等の配布を実施



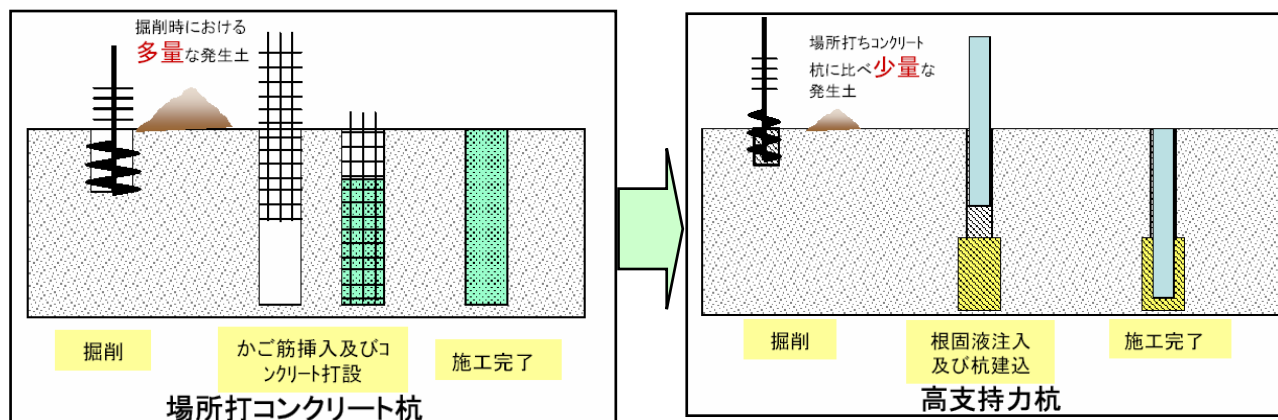
## その他主要建設資材廃棄物におけるリサイクル等の状況

建設資材名	生産量	廃棄物排出量	リサイクルの状況及び課題	
建設汚泥	12,500万m <sup>3</sup> * ※建設発生土の利用量 (H17:建設副産物実態調査)	540万m <sup>3</sup> (H17:建設副産物センサス)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・処理土は、建設発生土(受入側に費用を払って処理されている)と利用用途が競合するため市場性に課題がある。</li> <li>・民間工事由来の処理土について環境安全性を担保する仕組みがなく、有効利用が図られていない</li> <li>→建設発生土と競合しない用途での再生利用を図る必要あり</li> <li>・再資源化施設が地域的に偏在している。</li> </ul>	
石膏ボード	56,600万m <sup>2</sup> ※原料石膏 525万t (H17:石膏ボード工業会推計)	138万t (H17:石膏ボード工業会推計)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・石膏ボードそのものが、他産業で発生した副産石膏のリサイクル受け皿となっている。</li> <li>・廃石膏の再生利用受け皿がない(石膏ボード原料への廃石膏の混入は10%程度が限界)。</li> <li>・埋立により硫化水素発生のおそれがあるため、H18.6環境省通知により管理型最終処分場での処分が義務付け。</li> </ul>	
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>新築系</th> <th>解体系</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石膏ボードメーカーによる再生ルートがあり、再資源化率は約60～70%</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・下地材、断熱材、仕上材等が付着している場合、異物の混入が多く、品質面で課題がある。</li> <li>・技術的な課題もあり再資源化率は2%程度。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	新築系
新築系	解体系			
<ul style="list-style-type: none"> <li>・石膏ボードメーカーによる再生ルートがあり、再資源化率は約60～70%</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下地材、断熱材、仕上材等が付着している場合、異物の混入が多く、品質面で課題がある。</li> <li>・技術的な課題もあり再資源化率は2%程度。</li> </ul>			
塩化ビニル管・継手	48万t (H17:塩ビ管・継手協会調べ)	3.1万t (H17:塩ビ管・継手協会推計)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生工場、受入拠点において、廃材を原料として購入し、再生塩ビ管の原料に用いられている。</li> <li>・再生工場の立地は、全国で18箇所。</li> </ul>	
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>新築系</th> <th>解体系</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・汚れのある物については、洗浄が必要。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	新築系
新築系	解体系			
—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・汚れのある物については、洗浄が必要。</li> </ul>			
板ガラス	130万t (H17:板硝子協会調べ)	不明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・板ガラスの再生は自動車廃材が主体。建築廃材の再生はほとんど行われていない。(板ガラス用の減量カレットとしての受入基準が厳しい)</li> <li>・最終的にはほとんどが混合廃棄物として処分される。</li> <li>・再資源化施設が少ない(板ガラスの製造工場は全国で8工場)。</li> </ul>	
			<table border="1"> <thead> <tr> <th>新築系</th> <th>解体系</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>—</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・異物の混入が避けられず、板ガラスへの再生は行われていない。</li> </ul> </td> </tr> </tbody> </table>	新築系
新築系	解体系			
—	<ul style="list-style-type: none"> <li>・異物の混入が避けられず、板ガラスへの再生は行われていない。</li> </ul>			
タイル・かわら	55万t(タイル) 160万t(かわら) いずれもH17年度	不明	<ul style="list-style-type: none"> <li>・タイル原料が安価であるため、タイル廃材のタイルへの再生は行われていない。</li> <li>・かわらへのかわら廃材の混入は3%程度と上限がある。</li> </ul>	

## 発生抑制の取組事例(1/3) ■建設発生土及び建設汚泥の発生抑制

■高支持力杭の採用により、建設発生土及び建設汚泥の発生を抑制。

防災拠点有明の丘地区本部施設棟(仮称)建築工事(国土交通省関東地方整備局)



■スケルトン・インフィル(SI)住宅とは、長期間の耐久性を有する構造躯体(スケルトン部分)と、居住者の生活等に対応した可変性を有する内装・設備(インフィル部分)を分離した住宅。

○都市再生機構のSI住宅の事例

■耐久性の高い構造躯体  
コンクリートの水セメント比を改善し、長期的な耐久性をもつ構造躯体を実現。

■高い階高  
階高約3,000mmとし、内装や水まわり等の可変性を確保

■大型一枚床板  
小梁がない大型の床板を採用し、平面計画に制約を少なくすることによって、間取りの可変性を確保する。

■排水共用立て管住戸外設置  
排水共用立て管のメンテナンスや更新が住戸外でできるよう、排水立て管を設置。併せて、予備スリーブを設置することで配管の更新性が向上する。

■床下配線ピット方式  
間取りの変更に対応できるように、電気配線を躯体に埋め込まずに二重床内に空間を設けて配線。

■床下(二重床内)設備配管  
排水横枝管を緩勾配化(1/100)し、二重床内に設置。水廻りを自由に配置することが可能。

■窓式外周壁工法  
窓や玄関ドアを含めた外壁の変更、新設といった外壁の更新が可能。

■床先行工法  
床を先に施工して、その上に間仕切り壁を立てる工法により、リフォームなどで壁の移動や追加を行う際に床を施工する必要がなく、施工が容易になる。

■アクティヴ留  
所在地:東京都港区  
階数:地上56階(地下2階)  
戸数:約760戸  
延床面積:約88,000㎡  
構造:RC造

■間取りの変更のイメージ  
工業による間取り変更

発生抑制の取組事例(3/3)

■長期優良住宅の普及の促進に関する法律案

長期にわたり良好な状態で使用するための措置がその構造及び設備について講じられた優良な住宅の普及を促進するため、国土交通大臣が策定する基本方針について定めるとともに、所管行政庁による長期優良住宅建築等計画(仮称)の認定制度及び当該認定に係る住宅の性能の表示によりその流通を促進する制度の創設等の措置を講ずる。

長期優良住宅の普及の促進に関する基本的な方針

- ・長期優良住宅の普及の促進の意義
- ・施策の基本的事項
- ・その他重要事項

国、地方公共団体、事業者の努力義務

(財政上及び金融上の措置、知識の普及及び情報の提供、技術研究開発等)

